

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月8日 14時00分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市由良港内 高埼灯台から真方位020°600m付近 (概位 北緯34°16.9' 東経134°57.6')
事故の概要	プレジャーヨット真央は、機走により北進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年7月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 真央、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-23943兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	センターボードに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m 洲本市には、令和元年6月7日04時24分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、機走により約6ノットの対地速力で北進中、浅瀬に乗り揚げた。 本船は、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報し、地元漁船の協力により浅瀬から引き下ろされた。 船長は、風及び波により圧流されていたので、浅瀬から十分な距離を離して航行すればよかったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されていた状況下、機走により北進中、船長が、浅瀬に接近して航行したことから、風及び波に圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、強風及び波浪注意報が発表されていた状況下、機走により北進中、船長が、浅瀬に接近して航行したため、風及び波に圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・強い風及び波の中を航行する場合、圧流を考慮して浅瀬から十分な距離を離すこと。